

○国際競技に参加する外国人に対する所持許可

(第6条第1項)

改正 平成26年3月20日 平成28年5月9日

平成29年3月22日 令和3年3月26日

令和4年3月15日

審査基準

令和4年3月15日作成

法令名	銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項	第6条第1項
処分の概要	国際競技に参加する外国人に対する所持許可
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	銃砲刀剣類所持等取締法第4条の2(第2項を除く。) (許可の申請)、第6条第1項・第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第9条(申請書の様式等)、第11条(申請書の添付書類)
審査基準	銃砲刀剣類所持等取締法第6条第1項中「銃砲等又は刀剣類を使用する国際競技」とは、オリンピック競技大会、アジア競技大会、世界射撃選手権大会、近代五種競技世界選手権大会等国際的な規模で開催される運動競技会における銃砲等又は刀剣類を使用する競技をいうが、おおむね次のような基準によって国際競技であるか否かを決定する。 ① 競技に参加する競技者が、その競技種目に関し全国を統括している競技団体の責任の下に参加するものであること。 ② 日本国がその競技に参加するものであること。
標準処理期間	14日
申請先	上陸地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室